

その②

遺言書がある場合  
(例:公正証書) ← 一番オススメ♡

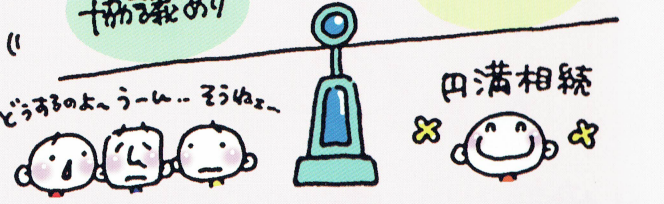
遺言者の死亡 → 遺言書が発効



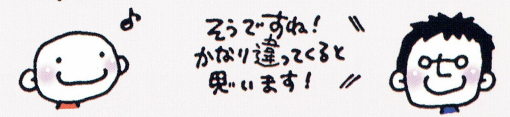
遺言で指定された人が相続人全員に通知をして、遺言書の内容を実現するための手続きを行う。

遺言書なし  
協議あり

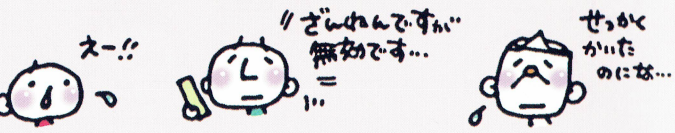
遺言書あり  
協議なし



なるほど...遺言書を準備しておけば、残された人達の負担は軽くなるんですね。



ただ、遺言書の書き方を間違えると、円滑な相続が出来なくなるので、遺言書を作る時は十分注意して下さいね！



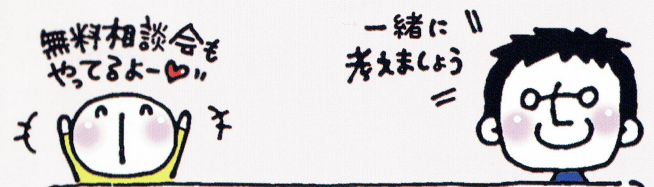
### 遺言書を作る

簡単そうに見えて実はそうではなく、様々な準備が必要

- ・相続人にとしな配慮が必要なのか
  - ・遺言に書いた事を誰に実現してもらうのか
- etc...

しっかり考え、納得できるような遺言を作るには、出来るだけ早いうちに準備をしておく事が大切です。

「相続しあわせ相談室」には、皆さんの“どうしよう”を解決する法律のスペシャリストがいます。ぜひ、あなたの“どうしよう”を聴かせて下さい。



♡ 頼める街の法律家 ♡  
 行政書士事務所 相続しあわせ相談室  
 行政書士 宮本 秀樹  
 〒856-0808 長崎県 大村市黒丸町 199番地5  
 いさみ まるくよく  
 ☎ 0120-13-0949  
 ✉ info@souzoku-siawase.jp

# 遺言書は 思いやり 家族への愛

相続の手続きはとっても大変!  
出来るうちに遺言書を書きましょう。

